参考 3

平成23年度地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター財務諸表の概要

1 東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）の財務諸表の取扱いについて（地方独立行政法人法第34条）

(1)法人は、毎事業年度の終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
(2)法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
(3)設立団体の長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
(4)法人は、設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく財務諸表を公告し、かつ一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成23年度財務諸表の概要及び相互関連図

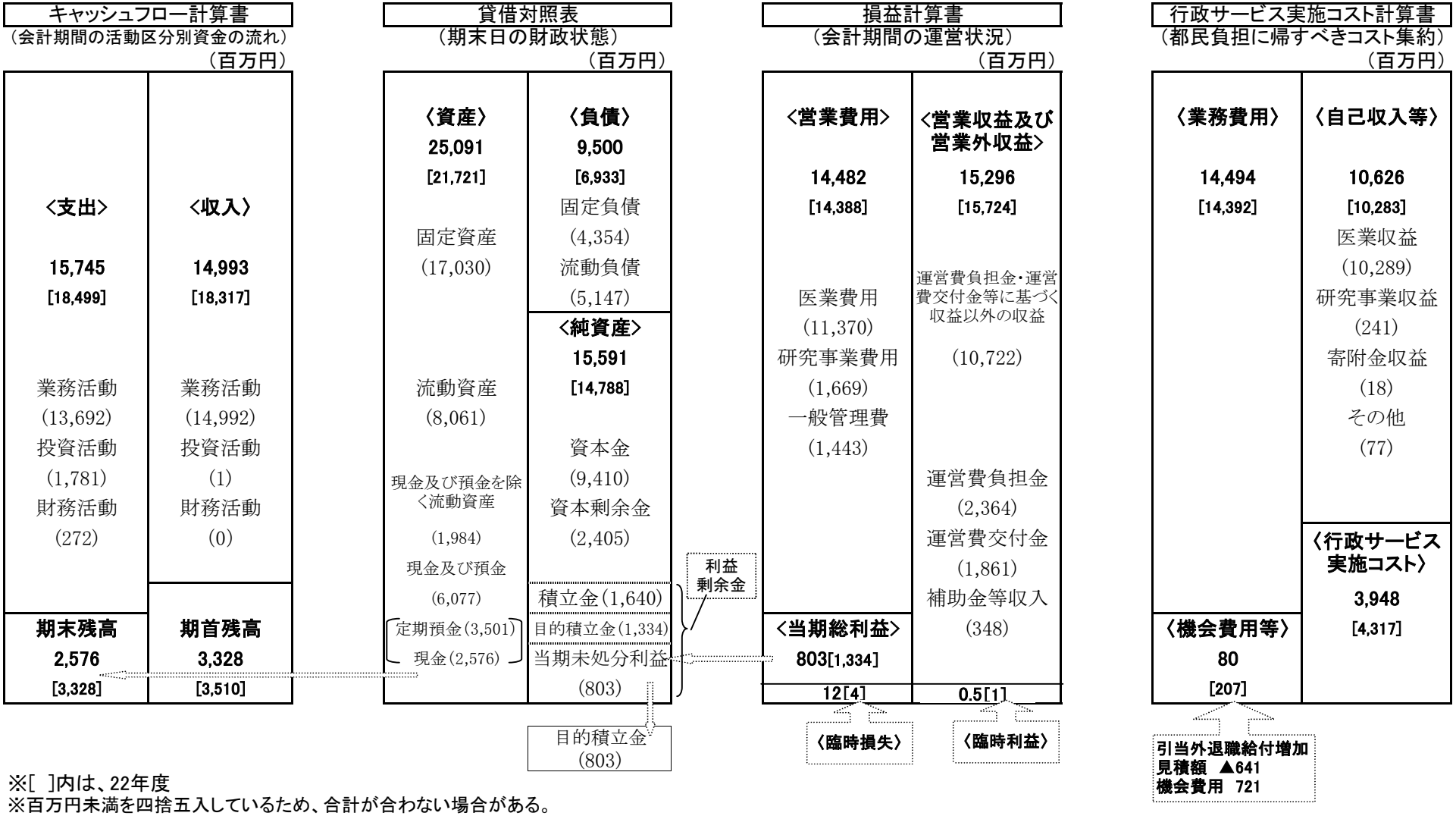

※[ ]内は、22年度
※百万円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。